

答申 情第47号

平成30年2月27日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分等に関する諮問について（答申）

平成28年12月16日付けFNo. 0・4・5ほか13件により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申（その1）します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った別表1原処分欄に掲げる各決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表2に示した部分については、公開するべきである。

2 審査請求の経緯

- (1)平成28年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日に起きた障害者殺りく事件に関する情報一切」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「津久井やまゆり園の事案に係る惨事ストレス対応について」ほか113件を公開請求に係る公文書と特定し、別表1に掲げる処分日をもって本件処分を行い、審査請求人に各決定通知書を送付した。
- (3)平成28年10月31日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、別表1諮問日欄に掲げる各日付けをもって、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。

- (2)文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を行政文書ではないか情報公開の適用除外か解釈上の不存在か物理的不存在と判断することが違法である。

本部だけでなく、津久井やまゆり園近辺にある出先機関の文書を特定すべきである。また、本件事件の重大性からして、精神保健、障害者福祉等を管轄しない部局、課室等に対しても横断的に連絡等がなされていることが考えられる。また、問い合わせや意見等が届いている可能性もあり、その回答等も作成されている可能性もある。それらの文書を特定すべきである。

公開された公文書には、職員厚生課などが記載されているが、その文書が特定されていない。

本件事件では、歴史的にも重大な事件であり、他に対象文書が存在しないとは考えられない。

(3) 不開示箇所の不開示情報非該当性

不開示部分は、条例第7条第1号その他不開示事由のいずれにも該当しないか、たとえ該当したとしても各ただし書全てに該当する。

ア 当たり障りのない情報であったり、差別的な内容であったりした場合は、個人に関する情報ではないか、人道的な見地から公表慣行があるため、開示すべきである。そして、如何なる情報が記載されているのかは、たとえ、不開示になったとしても、通知書において、情報が明らかにならない程度に抽象的に記載すべきである。

診察記録については、被疑者の診断名が開示されている以上、精神障害の有無の区分は不開示には当たらず、また、ICDカテゴリーは、市販されている書籍であるから不開示情報に該当せず、公費負担は、監査請求・住民訴訟の必要性からも、有無や金額を開示すべきである。

市民の声は、氏名を不開示とすれば、住所のうち市区町村名まで、電話番号の最初の3番号は、第1号には該当しない。

傷病者の心身に関する情報は、怖がっている、悲しんでいる等の負の感情及び刺されたことによる出血等の状況であることは容易に想像できるものであるうえ報道もされているため、不開示とする情報ではない。

写真は、被害者の顔が写っているのであれば、その部分を不開示として、また、本件施設は、平面図も開示になっており、神奈川県立の施設でもあることから、写真の大半は開示すべきである。かりに、凄惨な状況が映写されていたとしても、本件の重大性及び開示請求者はあらかじめ本件事件の悲惨さを一定程度知っていることに鑑みて、原子爆弾や戦争の悲惨さを伝え継承しなければならないことと同様に、開示すべきである。

立入検査の実施に係る対象公文書上部の不開示部分は、被疑者の入院先病院名であるため、開示すべきである。すでに実施された調査を開示しても何らの支障も惹起されず、本件事件が史上稀に見る重大事件であることから、種々の再発防止策が講じられていることから、この情報を開示したことにより、同様の事態が惹起されるリスクが高まることは考えられない。さらに、立入検査は報道されている。

イ 次の情報は、法令又は公表慣行があることから、条例第7条第1号ただし書アに該当し、開示すべきである。

- ・被疑者の入院先（管理者名を含む。）年齢、職業、性別、帰住先の住所（区名まで）
- ・移送結果報告書の記載内容
- ・医師の氏名

- ・緊急時メンタルサポートチームの精神科医や臨床心理士の氏名
- ・NPO法人役員の職位と氏名
- ・NHKの担当者名、新聞社の記者氏名
- ・アメリカ大使館の職員名
- ・代議士等の連絡先、住所（事務所や議員宿舎等のもの）
- ・県立や市立の施設職員氏名、指定管理者や出資法人の役職員氏名
- ・救急報告書の事故種別、個人の権利利益を害するおそれがない情報（日時、選定者、選定理由等） 収容拒否回数

ウ 次の情報は、本件事件の重大性から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報であり、条例第7条第1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

- ・消防職員の救急救命活動
- ・医師の対応
- ・被疑者の入院先、年齢、職業、性別、措置入院に係る調査時の状況、主治医との連絡

エ 次の情報は、公務員の職務遂行情報であり、条例第7条第1号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

- ・精神保健指定医の氏名、診察場所、診察日時、入院措置日時、訪問指導等に関する意見、障害福祉サービス等の活用に関する意見（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第19条の第42項）
- ・警察官の氏名、保護の理由、発見場所、保護日時、引き渡し日時、引き渡し先の精神病院名及びその所在地等（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条及び精神保健福祉法第23条）
- ・移送に係る調査時の状況、主治医との連絡、移送職員数
- ・消防職員氏名、救急救命活動等の内容、神奈川県の間関や消防庁の担当者名
- ・代議士等の氏名
- ・公務員のメールアドレス

オ 病院等の対応は、病院に不利な情報をも公にして受療者のインフォームド・コンセントに資することこそが病院の正当な権利利益を守ることであり、第2号ただし書アには該当しない。

カ 抗議文の団体名は、内容や文体等から見て強く推認される団体があり、危険な団体ではないため、第5号ただし書エに該当しない。

キ 救急隊員の活動状況を主権者の目で確認してこそ条例全体の精神に合致する。収容人員結果概要、活動状況は、個人を特定することはできず、

盤回し等がなかったかやあえて遠い病院に送ることがなかったかなど救急活動が適切に行われたかを監視するためにも重要な情報であり、このような情報は開示してこそ条例第1条の規定する条例の目的にも合致するというべきである。

本件事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化されることを懸念する。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書について、別表1対象公文書欄のとおり特定した。

なお、本件審査請求を受け、改めて本件請求に係る対象公文書を確認したが、これら以外に作成及び取得しておらず、存在しなかった。

(2) 非公開とした部分及びその理由

本件対象文書のうち、非公開とした部分及びその理由は、次のとおりである。

ア 条例第7条第1号該当について

次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当し、非公開とした。

- ・ 個人の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号及び住所（居室等を含む。）、国籍、現場写真、続柄、メールアドレス、電話番号
- ・ 職業、職種、所属、経歴
- ・ 主義、主張、発言内容等
- ・ 公費負担医療の受給者番号、措置入院費の負担額認定に係る決定内容及び対応
- ・ 傷病名又は傷病程度（医療行為の内容を含む。）、搬送又は受診医療機関に係る情報（名称、所在地、代表者氏名、代表者印、担当医師等職氏名、診察時刻等。立入検査に係る実施病院名を含む。）、身体状況、心身に関する情報（PTSD関係情報を含む。）、措置入院及び緊急措置入院に関する情報（通報、移送、解除関係を含む。）、救急活動に関する情報（事故概要、収容人員結果概要等を含む。)

- ・入所先施設及び法人等名称
- ・人格に密接に関わる情報

イ 条例第7条第2号該当について

次に掲げる情報は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当し、非公開とした。

- ・病院等の対応内容
- ・法人等の名称及び所在地、マーク、活動内容等
- ・現場写真
- ・患者等に係る情報

また、入居していた施設のホーム名及び号室は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるため、条例第7条第2号イに該当し、非公開とした。

ウ 条例第7条第3号該当について

現場写真の一部は、公にすることにより人の生命、身体、財産又は公共の安全と秩序の維持に支障がある情報であるため、条例第7条第3号に該当し、非公開とした。

エ 条例第7条第5号ア該当について

立入検査に係る実施病院の名称及び立入検査に係る公文書の記載内容は、国が行う監査及び検査に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれがあるため、条例第7条第5号アに該当し、非公開とした。

オ 条例第7条第5号エ該当について

次に掲げる情報は、市が行う精神保健福祉業務に係る事務又は事業に関する情報であって、その事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エに該当し、非公開とした。

- ・個人の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号及び住所、現場写真、続柄、メールアドレス、電話番号
- ・職業、職種、所属、経歴
- ・主義、主張、発言内容等
- ・公費負担医療の受給者番号、措置入院費の負担額認定に係る決定内容及び対応
- ・傷病名又は傷病程度（医療行為の内容を含む。）搬送又は受診医療

機関に係る情報（名称、所在地、代表者氏名、代表者印、担当医師等職氏名、診察時刻等。立入検査に係る実施病院名を含む。）身体
の状況、心身に関する情報（PTSD関係情報を含む。）措置入院
及び緊急措置入院に関する情報（通報、移送、解除関係を含む。）
救急活動に関する情報（事故概要、収容人員結果概要等を含む。）

- ・入所先施設及び法人等名称
- ・人格に密接に関わる情報

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、神奈川県立津久井やまゆり園で平成28年7月26日に起きた入所者殺傷事件に関する公文書である。

なお、当審査会は、同一人からの同内容の請求であることから、本件処分について併合して審理を行った。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、次の情報は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、同号本文に該当する。

- ・氏名（イニシャルを含む。）住所（郵便番号及び部屋番号等居室の

分かる名称等、住居区分、階層を含む。) 性別、生年月日、年齢(成人等の別を含む。) 国籍、電話番号(携帯電話番号を含む。) 保護者名等、続柄、印影、現場写真(個人に関わるものに限る。) メールアドレス、家族・親族関係等

- ・職業、職種、役職名・所属、在職期間等経歴、行動等
- ・勤務成績、資格等
- ・主義、主張、発言内容、し好に関する情報等
- ・負担額認定に係る情報、医療の受給者番号、医療費等
- ・負傷・傷病・死亡・障害に係る診断関係情報(負傷部位・状態、診断名・傷病名(傷病程度、トリアージ情報等を含む。)) 死亡時刻・死亡確認時刻、医療機関名(診察時刻等、診察場所・搬送先・選定理由、管理者名等を含む。)) 所在地・電話番号・主治医(診察等した医師等の職氏名を含む。)) 治療内容、治療歴、診断等内容、救急隊活動内容等(活動時間・使用資器材・各種データ、緊急度等を含む。)) 入院措置日時等、保護の状況等(通報情報、場所、日時、原因、理由、引渡し情報を含む。)) 移送に係る情報、精神障害の有無、PTSDに係る情報及びこれらに類する情報)
- ・入所施設名等・所在地・電話番号・代表者名等

なお、救急報告書等の事故種別については、既に個人を識別することができる情報が非公開とされており、また、本件請求内容からして事故種別を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、同号本文には該当しない。

また、別表2の各処理票及び報道機関対応状況一覧の公開すべき部分については、その内容から特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、同号には該当しない。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「法令等の規定により」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている場合に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われることを意味する。事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるが、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(ア) 被疑者に係る情報について

被疑者に係る情報については、実施機関において、事件発生直後に事件の概要とともに氏名及び住所の一部等を公表している。

また、神奈川県は、事件の検証及び再発防止策を検討することを目的として設置した検証委員会において報告書を、厚生労働省は、事件の再発防止策を提案することを目的として設置した事件の検証及び再発防止策検討チームにおいて中間とりまとめ及び報告書を、それぞれ公表している。

審査請求人は、これら神奈川県及び厚生労働省の公表等により、被疑者の入院先、年齢、職業等については、同号ただし書アに該当することから、公開すべきである旨主張している。

実施機関は、事件発生直後に被疑者の氏名等を公表するに当たり、保有個人情報収集したときの取扱い目的の範囲を超えて実施機関以外のものに提供することとなることから、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)第9条第1項第4号の規定による審議会の意見、すなわち「報道機関の取材、要請に応じて提供、発表するとき。ただし、報道機関を通じて一般市民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般市民に知らせる公益上の必要がある場合で、かつ当該個人情報の内容その他の事情から見て、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。」に基づき、判断したとのことである。

傷病や障害に関わる個人情報については、その性質上、取扱いに慎重を要するものであり、本件対象公文書のうち、とりわけ診察依頼書や各種通知書・報告書など個別の通知や帳票等は、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否する対応が考えられるものであり、このことは、個人情報の主体が被疑者であっても変わらないものである。

このため、傷病や障害に関わる個別の通知や帳票については、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第1号ただし書アに該当するとは認められない。

神奈川県や厚生労働省による検証関係の報告書等において公表されている情報があるものの、これらの報告書等は、事件の再発防止策の検討等を目的とするものであり、これをもって慣行として公にされているとまでは言えない。

なお、診察記録に記載されている精神障害の有無欄については、実施機関によりなされた緊急措置入院の事実の公表が、条例第9条に定める公益上の理由による裁量的公開の趣旨を踏まえたものと考えられること、また、緊急措置入院は精神障害のあることが措置の要件とされていることから、同条が適用されるべきものであると判断する。

(イ) 医師の氏名について

審査請求人は、医師の氏名について、インフォームド・コンセントあるいは医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、公にならしている旨主張している。

しかしながら、本件対象公文書における医師の氏名は、被害者、被疑者又はその他の患者などの診察等の情報として、特定の個人を識別することができるものと認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

(ウ) 緊急時メンタルサポートチーム登録名簿について

審査請求人は、緊急時メンタルサポートチームの精神科医や臨床心理士の氏名は、説明責任があるため公表慣行がある旨主張している。

緊急時メンタルサポートチーム登録名簿は、総務省のホームページに掲載されており、慣行として公にされていると認められ、同号ただし書アに該当する。

(エ) NPO法人役員の職氏名について

審査請求人は、NPO法人役員の職位と氏名は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により役員名簿の閲覧又は謄写が認められている旨主張している。

特定非営利活動法人の役員名簿は、同法の規定に基づき一般の閲覧に供されていることから、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

(オ) 報道関係者の氏名について

審査請求人は、NHKの担当者名は、NHK情報公開規程により開示する旨規定されている旨、また、新聞社の記者氏名は、一般に報道記事には記者が記名することになっている旨主張している。

しかしながら、NHKについては、NHK情報公開規程では担当者名が公開されることとされているとは認められないこと、また、新聞社の記者氏名については、本件事件に関する多くの報道はあるものの、

全てが記名記事ということではないことから、いずれも慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当するとは認められない。

(カ) 県立や市立の施設職員氏名等について

審査請求人は、県立や市立の施設職員、指定管理者や出資法人の役員氏名は、公表慣行がある旨主張している。

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団情報公開規程（平成13年制定）第7条では、個人情報原則非公開とし、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員及び公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、例外的に公開することとされていることから、当該事業団の担当については、当該指定管理者の役員及び職員職務遂行情報として、条例第7条第1号ただし書アに該当すると認められるが、他の施設職員氏名については、慣行があるとまでは認められず、同号ただし書アに該当するとは認められない。

(キ) その他の情報について

その他の条例第7条第1号本文に該当する部分については、いずれも法令若しくは条例の規定又は公表慣行があるとは言えず、同号ただし書アに該当する情報とは認められない。

ウ 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

審査請求人は、本件事件の重大性をもって、同号ただし書イに該当する旨主張しているが、同号本文に該当する部分については、いずれも同号ただし書イに該当する情報とは認められない。

エ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものである。

審査請求人は、本件対象公文書中の実施機関職員の氏名は、いずれも

職務遂行の内容に係るものであるから、また、公務員のメールアドレスは、業務に支障を来すほどのメールが押し寄せてくることはなく、また、ウィルス対策ソフトや迷惑メールフォルダ等による対策がなされているはずであり、問い合わせには真摯に応じるべきであるからとして、同号ただし書ウに該当する旨主張している。

やまゆり園集団救急報道対応一覧の担当者欄の一部並びに精神保健福祉法に基づく対象公文書の通報者氏名欄及び通報者欄については、公務員の職務遂行情報と認められることから、同号ただし書ウに該当する。

公務員のメールアドレスについては、公務に用いるためのものであること及びその使用されているドメインにより、公務員が職務の遂行のために用いるものと通常考えられるところではあるものの、一般に公表していないメールアドレスを公開することにより、悪意のある第三者によるウィルス添付メールや大量の不必要なダイレクトメールが送信される危険性が拡大するとともに、その受信に伴い当該機関内外のネットワークシステムが使用できなくなるなどのおそれが増大するため、「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」のあるものと認められる。本件対象公文書に記載されたメールアドレスについては、一般に公表されていないことから、後述する同条第5号エに該当する。

その他の本件公文書に記載されている公務員の職務遂行に係る情報のうち非公開とされている部分については、いずれも当該情報が公務員以外の個人に関する情報でもあることから、全体として特定の個人に関する情報として同号本文に該当するものであり、その意味において同号ただし書ウに該当しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、」「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、法人等の名称、所在地、電話番号、法人等のメールアドレス、マーク、活動内容等については、法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等における活動の自由が損なわれるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号アに該当する。

なお、上記(2)において同条第1号に該当すると判断したものの以外の現場写真については、施設の外観等を主な被写体としていることから、また、報道機関の取材関係の一部については、その内容が一般的な対応等に

とどまることから、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは言えず、同号アに該当するとは認められない。

なお、実施機関は、施設名、入所者等及び関係者への対応状況について、同条第2号に該当する旨主張しているが、上記(2)において同条第1号に該当すると判断したものについては、同条第2号該当性を判断するまでもない。

(4) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護並びに公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」について、非公開とするものである。

これは、公共安全と秩序の維持の観点から非公開情報を定めたものである。

実施機関は、現場写真について、同号に該当する旨説明している。

上記(2)において、同条第1号に該当すると判断したもの以外については、撮影内容からして、これをもって公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは認められないことから、同条第3号に該当するとは認められない。

なお、別表1項番欄(以下「項番」という。)12の処理票(2016提案 00382)項目原文3行目から11行目まで及び17行目1文字目から右から7文字目までについては、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、同号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「市の機関又は国(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、事務事業の公正又は円滑な実施を確保する観点から定められたものである。

ア 条例第7条第5号ア該当性について

条例第7条第5号アについては、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ」のあるものを規定している。

実施機関は、精神保健福祉法の規定に基づく立入検査に係る公文書について、国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、監査及び検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発

見を著しく困難にするおそれがあるため、同号アに該当する旨説明している。

当審査会において、対象公文書を見分したところ、厚生労働省による検査の実施について記載されているものであるが、その内容において、これを公にしても実施機関が説明するようなおそれがあるとは言えないことから、同条第5号アに該当するとは認められない。ただし、上記(2)において同条第1号に該当すると判断したものについては、同条第5号ア該当性を判断するまでもない。

イ 条例第7条第5号エ該当性について

条例第7条第5号エは、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」のあるものを規定している。

この場合の「支障」の程度は実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかによる。

実施機関は、市の機関が行う精神保健福祉業務に係る事務又は事業に関する情報であって、その事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同号エに該当する旨説明しているが、そのうち上記(2)から(4)までにおいて同条第1号から第3号までに該当すると判断したものについては、同条第5号エ該当性を判断するまでもない。

公務員のメールアドレスについては、上記(2)において、同号エに該当すると判断した。

その他の部分については、これを公開しても、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち法的保護に値する蓋然性があるとは認められないことから、同号エには該当しない。

(6) 条例第9条の適用について

審査請求人は、条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである旨主張している。

同条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができるとするものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の非公開情報の規定に該当する情報について、実施機関の判断により、公にすることに、保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合であり、同条第1号ただし書イの規定による人の生命、健康、生活又は財産の

保護のため公開することが必要な場合に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいうものである。

診察記録に記載されている精神障害の有無欄については、条例第9条の適用について上記(2)において判断した。

実施機関が非公開としたその他の部分については、保護すべき利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

(7) 特定の妥当性について

実施機関は、上記4(1)のとおり本件対象公文書を特定し、他の公文書が存在しないことを本件請求時点及び本件審査請求後において確認した旨説明している。

一部の弁明書には、他に対象公文書が存在しないことを改めて確認した旨の記載がないものの、これらについても存在しないことを確認済みとのことである。

審査請求人は、「(職員厚生課と調整済)」の記載や、会議報告書等の出席課名の記載があることから、それらの公文書が特定されていない旨主張している。

「(職員厚生課と調整済)」については、当審査会が当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該公文書の所管課である消防総務課が、想定する事態に備え、メンタルケアという職員厚生課の本来業務の対応をあらかじめ確認したものであり、確認を受けた職員厚生課では、特別な調整という認識はなかったことから、対象となる公文書は作成されていないとのことであった。

また会議報告書等については、当該会議所管課においてそれぞれ当該公文書を特定していることから、特定不足との審査請求人の主張は当たらない。

これらのことから、実施機関の説明には特段不自然、不合理な点はなく、文書の探索が不十分であるとすべき事情も認められないことから、実施機関において、本件対象公文書のほかに、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められない。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(9) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分のうち、別表2に示した部分については、公開するべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月16日 ~ 平成29年 1月17日	実施機関からの諮問
平成29年 7月 7日	審議
7月21日	審議
9月 1日	審議
10月 6日	審議
平成30年 2月 9日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州

別表 1

項番	原処分		対象公文書	所管課	諮問日
	(上段)処分日 (下段)指令番号	決定			
1	平成 28 年 9 月 7 日 (消総)第 62 号	全部公開	津久井やまゆり園の事案に係る惨事ストレス対応についてほか 1 件	消防総務課	平成 28 年 12 月 16 日
2	平成 28 年 9 月 7 日 (消総)第 60 号	一部公開	やまゆり園活動職員一覧ほか 4 件		
3	平成 28 年 9 月 7 日 (障サ)第 11 号	全部公開	「津久井やまゆり園における殺傷事件」に係る移動支援事業の特例について(伺い)ほか 2 件	障害福祉サービス課	平成 28 年 12 月 16 日
4	平成 28 年 9 月 5 日 (指令)第 3 号	全部公開	災害発生情報平成 28 年 7 月 26 日相模原市消防局ほか 1 件	指令課	平成 28 年 12 月 19 日
5	平成 28 年 9 月 5 日 (指令)第 4 号	一部公開	第 3 号様式(救急・救助事故)第 8 報～第 11 報ほか 1 件		
6	平成 28 年 9 月 7 日 (障政)第 208 号	全部公開	市民の声システムによる問い合わせについて(供覧)ほか 6 件	障害政策課	平成 28 年 12 月 20 日
7	平成 28 年 9 月 7 日 (障政)第 209 号	一部公開	市民の声システムによる問い合わせについて(供覧)ほか 4 件		
8	平成 28 年 9 月 6 日 (警防)第 28-7 号	全部公開	津久井やまゆり園概要ほか 2 件	警防課	平成 28 年 12 月 22 日
9	平成 28 年 9 月 6 日 (警防)第 28-8 号	一部公開	市災害即報ほか 2 件		
10	平成 28 年 9 月 6 日 (救急)第 28-1 号	一部公開	第 17 回県北・県央地区メディカルコントロール協議会の開催について(通知)ほか 3 件	救急課	平成 28 年 12 月 22 日
11	平成 28 年 9 月 6 日 (広報課)第 10 号	全部公開	神奈川県立津久井やまゆり園入所者殺傷事件に関する意見等について(報告)ほか 1 件	広聴広報課	平成 28 年 12 月 26 日
12	平成 28 年 9 月 7 日 (精保)第 66 号	一部公開	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 第 1 項に基づく診察実施について(伺い)ほか 37 件	精神保健福祉課	平成 28 年 12 月 27 日

13	平成28年9月7日 (精神セ)第2号	全部公開	夜間の「こころの電話相談」及び「いきるホットライン」への案内について(依頼)ほか2件	精神保健福祉センター	平成28年12月28日
14	平成28年9月7日 (精神セ)第3号	一部公開	市民の声システムでの提案について(伺い)ほか2件		
15	平成28年9月7日 (福総)第1号	全部公開	民生部会(平成28年7月29日)の資料について(伺い)ほか5件	健康福祉総務室	平成28年12月28日
16	平成28年9月7日 (福総)第2号	一部公開	抗議文の提出について(報告)ほか1件		
17	平成28年9月7日 (北消防署)第1号	一部公開	救急報告書ほか3件	北消防署警備課	平成29年1月6日
18	平成28年9月7日 (南警)第28-1号	一部公開	救急報告書ほか3件	南消防署警備課	平成29年1月6日
19	平成28年9月5日 (相警)第28-2号	一部公開	救急報告書ほか3件	相模原消防署警備課	平成29年1月10日
20	平成28年9月7日 (消津警)第4号	一部公開	警戒・その他活動報告書ほか11件	津久井消防署警備課	平成29年1月17日

別表2

区 分		公開すべき部分
別表1項番	対象公文書	
2	消防職員のピアサポートのご案内	・発信者
5	やまゆり園集団救急 報道対応一覧	・ 4、21、93の担当者欄
7	処理票(2016-提案-00341)	・住所欄1文字目から4文字目まで
	障害者施設等における不審者対策	・担当
9	応援隊救急活動通知書	・事故種別
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受書	・通報者氏名欄
	移送結果報告書	・通報者欄
	診察記録	・精神障害の有無欄
	報道機関対応状況一覧	・ 2、4、16、40、43、44、78、85、86、89、95、106、108、128の担当者欄
	精神保健及び精神障害者福祉に関する	・記の1行目1文字目から4文字目まで、2行目が

	る法律第38条の6第1項の規定に基づく立入検査の実施について	ら5行目まで
	処理票(2016-CC-00325)	・項目原文3行目3文字目から4文字目まで
	処理票(2016-問合-01590)	・項目原文3行目17文字目から26文字目まで
	処理票(2016-提案-00339)	・項目原文7行目30文字目から40文字目まで
	処理票(2016-提案-00384)	・項目原文32行目から35行目まで、45行目から46行目1文字目から8文字目まで、52行目から67行目まで(空白行含まず)
	処理票(2016-提案-00360)	・住所 ・項目原文2行目8文字目から8行目まで
	処理票(2016-提案-00341)	・住所欄1文字目から4文字目まで
	処理票(2016-提案-00382)	・項目原文12行目16行目まで、17行目右から6文字目から32行目7文字目まで、同行右から14文字目から34行目まで
14	報道機関取材結果報告	・取材内容要旨欄6行目右から29文字目から7行目6文字目まで
17	救急報告書	・事故種別
	救急活動記録票	・事故種別
	検証票	・事故種別
	特殊な救急搬送事例について	・事故種別
18	救急報告書	・事故種別
	救急活動記録票	・事故種別
	特殊な救急搬送事例について	・事故種別
19	救急報告書	・事故種別
	救急活動記録票	・事故種別
	特殊な救急搬送事例について	・事故種別
20	救急詳報	・事故種別
	救急報告書	・事故種別
	救急活動記録表	・事故種別
	救急活動記録票	・事故種別
	検証票	・事故種別
	特殊な救急搬送事例について	・事故種別
	現場写真	・4、5～17、18(左側3分の2に限る。) 19(左側半分に限る。)、20～23、28
	報道機関取材結果報告	・本文2行目

「津久井やまゆり園」における集団 救急事案について取材のお願い	・本文 3 行目以降
取材に係る報道機関からのメール内 容について	・本文 6 行目～9 行目（空白行含まず）
緊急時メンタルサポートチーム登録 名簿	・名前、所属